

平成28年度版



大分県信用保証協会の 現況

大分県信用保証協会ディスクロージャー誌

OITA GUARANTEE

Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

Contents

ごあいさつ	1
大分県信用保証協会の概要	2
信用保証のしくみ	3
責任共有制度について	4
信用保証のご利用について	5
当協会の取組	6
広報活動	8
平成27年度経営計画の評価	9
外部評価委員会意見書	13
平成27年度財務報告	14
信用保証の動向	16
中期事業計画（平成27年度～平成29年度）	20
平成28年度経営計画	22
コンプライアンスについて	24
個人情報保護について	26
信用保証料について	27
大分県信用保証協会の制度資金	29
大分県の制度資金	30
市町村の制度資金	31
役員・組織機構図	32
お問い合わせ	

ごあいさつ

大分県信用保証協会
会長 加賀 政美



関係各機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務運営に格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度も皆様に当協会をより一層ご理解していただくために、ディスクロージャー誌『平成28年度版大分県信用保証協会の現況』を作成いたしました。本誌は、当協会の概要、信用保証制度のしくみや内容、平成27年度の業務実績と外部評価委員会意見書などを掲載しております。本誌を通じて、さらに多くの皆様に、信用保証制度を有効にご活用いただければ幸いに存じます。

平成27年度の我が国の景気は、年度前半には新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れが見られましたが、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続きました。

大分県内の景気は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移しているものの、大型工事の一巡等を背景に公共投資が弱い動きとなっていることや新興国を中心とする海外需要の減少を背景に生産が弱めの動きとなっていることなどにより、持ち直しの動きに足踏み感がみられました。

当協会ではこのような環境のもと、借換保証による返済負担の軽減や利便性の高い小口先カードローン（スモール300）を利用した効率的な資金繰りの提案、積極的な企業訪問による実態把握などを通じて金融支援に取組みました。また、「経営安定化支援事業」や「経営改善計画策定費用に対する補助事業」により改善計画の策定支援を行うと共に、サポートミーティングを活用することなどにより経営・再生支援にも取り組まれました。

また、平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」により、観光業を中心に県内の中小企業・小規模事業者は大きな被害を受けました。この復興を支援するため、県・金融機関と連携して金利0.8%、保証料率0%の災害特別融資制度を創設し積極的な金融支援に取り組んでいます。

これからも、中小企業のおきパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指し、役職員一同全力で取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年9月

大分県信用保証協会の概要

○プロフィール

設立	昭和24年4月26日
根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）
関係法律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。（大分県信用保証協定会款第1条）
基本財産	152億36百万円
保証債務残高	1,536億3百万円
利用企業者数	11,454企業
役員数	常勤役員 4名 非常勤役員 11名 職員 52名
事務所	大分市金池町3丁目1番64号（大分県中小企業会館内） 大分市金池町3丁目1番68号（大分県信用保証協会別館）

（平成28年3月31日現在）

○基本理念

私たち 大分県信用保証協会 は
より良いサービスと、各種保証を通じて
中小企業と地域社会のさらなる発展に貢献いたします

○スローガン

もっと企業のために、よりよい未来社会のために

○シンボルマーク



OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。
シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

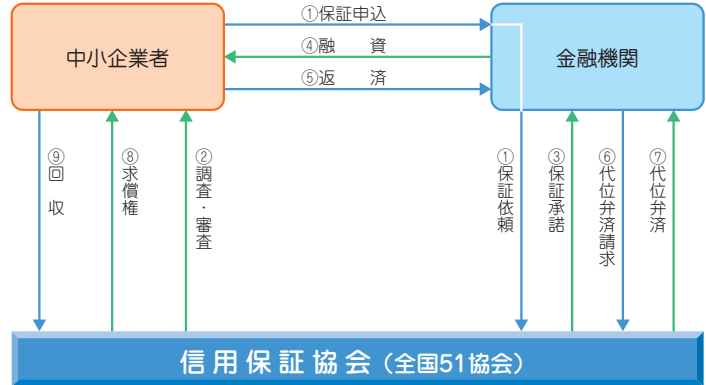
信用保証のしくみ

信用保証制度 (図1)

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

- ① 中小企業者は、信用保証協会に保証申込をします。(金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会に直接お申込みいただく方法もあります。)
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③ 保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行いたします。
- ④ 金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧ 代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者及びその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

(図1)



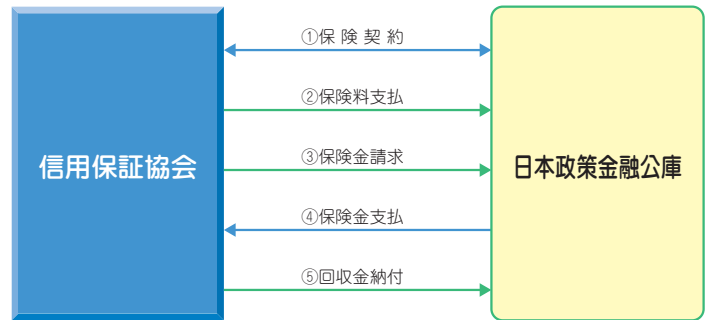
信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

信用保険制度 (図2)

信用保証業務にともなうリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領します。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付します。

(図2)

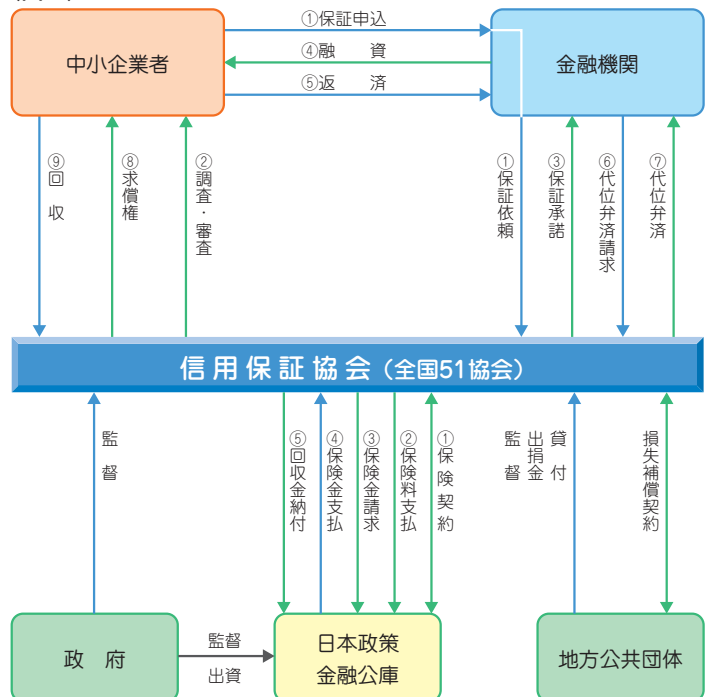


信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

信用補完制度 (図3)

信用保証協会の「信用保証制度」と日本政策金融公庫の「信用保険制度」との2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

(図3)



責任共有制度について

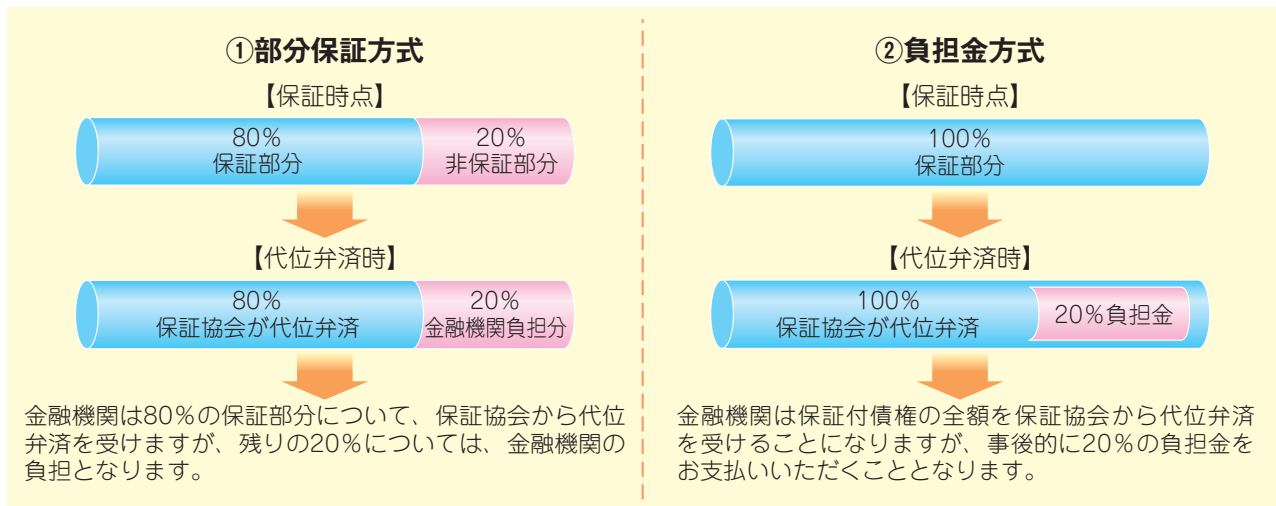
◎制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証してまいりました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

◎制度の概要

責任共有制度は、①部分保証方式（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）、②負担金方式（金融機関の過去の制度利用実績に基づき一定の負担金を支払う方式）があり、各金融機関がいずれかの方式を選択することとなっています。（概要は下表のとおり）



（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

◎責任共有制度の対象とならない保証制度

責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）は以下のとおりです。

1. 小口零細企業保証
2. 特別小口保険に係る保証（ただし NPO 法人を除く）
3. 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号に係る保証
4. 災害関係保険に係る保証
5. 創業関連保険（支援創業関連保証及び再挑戦支援保証含む）、創業等関連保険に係る保証
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
9. 東日本大震災復興緊急特別保険に係る保証
10. 経営力強化保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
11. 事業再生計画実施関連保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）

信用保証のご利用について

【保証をご利用いただける方】

○業歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

○区域

次の（１）または（２）に該当すれば保証対象となります。

- （１）個人の場合：住居または事業所のいずれかが大分県内にあるもの
- （２）法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの

（注）制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

○企業規模

法人の場合は、資本金（出資金）または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人またはNPO法人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 ・ 建 設 業 運 送 業 ・ そ の 他	3 億円以下	300人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業 (飲 食 業 含 む)	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

*個人が営む医業は、常時使用する従業員数は100人以下です。

ただし、次の政令特例業種については、下記のとおりとなります（NPO法人を除く）。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自 動 車 又 は 航 空 機 用 タ イ ヤ 及 び チ ュ ー プ 製 造 業 等 に 工 業 用 ベ ル ト 製 造 業 を 除 く)	3 億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3 億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

*生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。

*組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

○業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用になれます。

ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業は除く）、パチンコ店等の遊技業、性風俗関連特殊営業、興信所・易断所、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

○その他

反社会的勢力は、信用保証協会の保証の対象となりません。

【保証の内容】

○保証の最高限度額

法人・個人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

○保証期間

最長20年以内まで取り扱いできます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度のご案内（P29～31）をご覧ください。

○資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限ります。

○連帯保証人

法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとします。ただし、実質経営者、許認可名義人は連帯保証人になっていただきます。

なお、事業継承予定者は連帯保証人になっていただく場合があります。

○担保

必要に応じ、原則として、県内に所在する不動産、船舶、流動資産（棚卸資産・売掛債権）、有価証券などを提供していただきます。

当協会の取組

◆専門家派遣事業

平成23年5月から当協会独自の事業として専門家派遣事業を開始しています。本事業は、当協会をご利用いただいている中小企業の皆さまに、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や経営上抱える各種課題の解決をお手伝いする事業です。平成27年度は、47企業に対し派遣を実施しました。

～概要～

制度の運営	大分県信用保証協会
業務委託先	公益財団法人大分県産業創造機構
派遣する専門家	公益財団法人大分県産業創造機構に登録している専門家
利用対象者	当協会を利用している中小企業
派遣回数	原則3回（必要に応じて5回まで実施可能）
派遣時間	1回あたり3時間
費用	無料（専門家への報酬、交通費等は当協会が負担）

大分県信用保証協会
専門家派遣事業のご案内

あなたの経営課題を解決します!

本事業は、大分県信用保証協会をご利用いただいている中小企業の皆さまが、事業を継続する上で抱える各種課題に対して、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や課題解決に向けたお手伝いをする事業です。お取引金融機関、または、当協会に直接ご相談ください。当協会から、公益財団法人 大分県産業創造機構に登録している専門家を派遣します。

費用は無料です!
専門家への報酬等は、当協会が負担します。

まずはご相談ください!

お問い合わせ
大分県信用保証協会
保証部 保証・経営支援一課 TEL.097-532-8246
保証・経営支援二課 TEL.097-532-8247
www.oita-cgc.or.jp

◆金融相談会の実施

県内各地の商工会議所で定期的に金融相談会を開催しています。

当協会の中小企業診断士や保証部職員が、各種保証制度をはじめ、保証業務全般や経営に関することなど、中小企業の皆さまからのご相談に直接応じています。

中津地区	毎月第3火曜日	午前10時～午後3時
	場所：中津商工会議所	
日田地区	毎月第2火曜日	午後1時～午後3時
	場所：日田商工会議所	
佐伯地区	毎月第2木曜日	午前10時～正午
	場所：佐伯商工会議所	

〈お問い合わせ〉 保証部 保証二課 097-532-8247

◆サポートミーティング事業の実施

当協会では、経営や再生の支援が必要な中小企業者に対し、中小企業者及び取引金融機関等が一堂に会し、今後の取り組み等について意見交換を行うサポートミーティング（個別企業支援会議）事業を実施しています。平成27年度は81先に対し延べ113回実施しました。

【目的】

大分県内の中小企業者で経営支援・再生支援が必要な中小企業者に対し、サポートミーティングを開催することにより、中小企業者及び取引金融機関等相互の連携を図り、迅速かつ効果的な支援を行うことを目的とします。

【支援対象企業】

原則、保証協会の保証利用がある先で、既往借入金について返済緩和等の措置を受けているが、経営改善に強い意志を持つ中小企業者。

【会議のメンバー】

1. 支援企業の代表者（又は役員）
2. 支援企業の取引金融機関担当者
3. 当協会担当者
4. その他事業者が希望したもので取引金融機関及び当協会が認めた者

◆「経営改善計画策定費用」に対する補助事業

当協会では、国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（事業者に対する計画策定費用等の一部補助）に係る取り組みとして、事業者の自己負担部分の一部に対する費用補助を行っています。

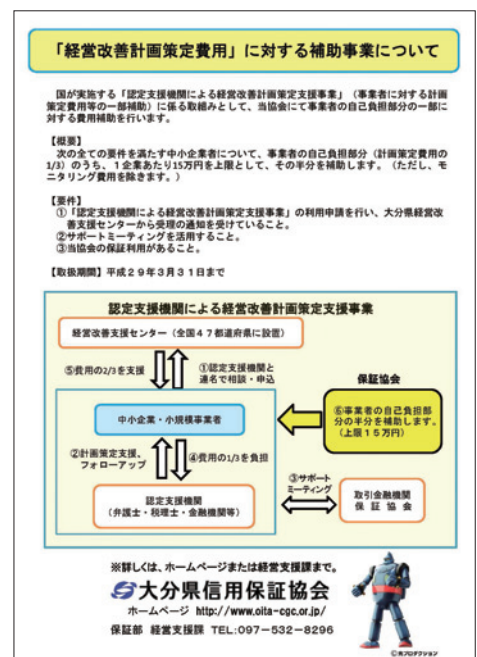
平成27年度は46件に対して総額5,072千円の補助を行いました。

【概要】

次の全ての要件を満たす中小企業者について、事業者の自己負担部分（計画策定費用の1/3）のうち、1企業あたり15万円を上限として、その半分の補助します。（ただし、モニタリング費用を除きます。）

【要件】

- ① 「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用申請を行い、大分県経営改善支援センターから受理の通知を受けていること。
- ② サポートミーティングを活用すること。
- ③ 当協会の保証利用があること。



広報活動

当協会では、信用保証協会への理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。今後も「顔の見える協会」を目指し、広報の充実に力を注いでまいります。

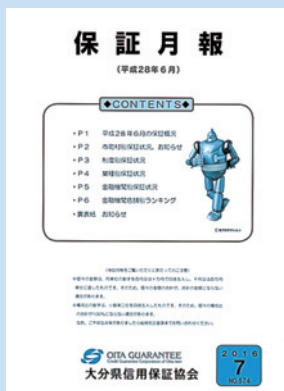
ホームページの活用

信用保証協会に関する基本事項のほか、各種保証制度のご紹介やご利用方法など、最新情報を幅広く掲載しています。

ホームページアドレス
<http://www.oita-cgc.or.jp>



保証月報と季刊誌「RELATION」の発行



毎月1回、当協会の保証状況をわかりやすくまとめた「保証月報」を発行しています。

また季刊誌「RELATION」では、県内中小企業者や金融機関のご紹介をはじめ、各種保証制度のご利用方法や改正点などの情報を提供しています。

リーフレットの作成



「信用保証制度のご案内」など、各種リーフレットを作成し、制度の理解促進に努めています。

外部機関等の広報誌への広告掲載

当協会についてより多くの方に知っていただくため、外部機関の広報誌に「信用保証」「経営支援」に関する情報やお知らせを掲載しています。これからも地域に密着した中小企業支援団体等の広報誌への情報発信を行います。

〔掲載先〕
 左：「Compass」大分県中小企業団体中央会
 右：「創造おいた」公益財団法人大分県産業創造機構



平成27年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は、経営の透明性を一層向上させて、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し計画等の実施状況に係わる自己評価を行うとともに、第三者による評価を受けて、その結果について公表しています。

今般、平成27年度経営計画の実施状況について、自己評価を行いましたので、外部評価委員会意見書と併せて公表いたします。

I 業務環境について

1. 地域経済及び中小企業の状況

大分県内の景気は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移しているものの、大型工事の一巡等を背景に公共投資が弱い動きとなっていることや新興国を中心とする海外需要の減少を背景に生産が弱めの動きとなっていることなどにより、持ち直しの動きに足踏み感がみられた。景気の先行きについては、生産が下げ止まりに向かうもとで緩やかな持ち直しの動きに復していくとみられている。

2. 中小企業向け融資の動向

大分県内に本店を有する地方銀行及び第二地方銀行の中小企業向け貸出残高（平成28年3月末）をみると、地方銀行は1兆1740億円（前年同月比104.1%）に増加し、第二地方銀行は3,384億円（同99.4%）に減少した。

3. 大分県内中小企業の資金繰り状況

大分県内中小企業の資金繰りは悪化した。平成27年度の財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内中小企業の資金繰り判断 BSI は、平成27年4月－6月期に0.0%ポイント（「改善」「悪化」同数）であったものの、平成27年7月－9月期には－10.2%ポイント（「悪化」超）となった。その後、平成27年10月－12月期に－4.1%ポイント（「悪化」超）と縮小したものの、平成28年1月－3月期に－10.2%ポイント（「悪化」超）となっている。（第44～48回法人企業景気予測調査）

4. 大分県内中小企業の設備投資動向

大分県内中小企業の設備投資は減少した。財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内中小企業の平成27年通期の設備投資計画は、7.4%の減少見込みとなっている。（第48回法人企業景気予測調査）

5. 大分県内の雇用情勢

大分県内の雇用情勢は改善した。大分労働局によると県内の有効求人倍率は1.09倍であった。財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内の「雇用情勢は、緩やかに改善している。」となっている。（大分県内経済情勢報告 平成28年4月）

II 事業概況について

保証部門については、借換保証による返済負担の軽減、利便性の高い小口先カードローン（スモール300）を利用した効率的な資金繰りなどを提案し、積極的に保証推進に取り組んだことにより、保証承諾が前年度実績及び計画ともに上回った。しかし保証承諾のうち借換の比率が高く、さらには繰上完済が引き続き発生するなど、結果として保証債務残高は前年度実績及び計画ともに下回った。また、利用企業者数は前年度末比457企業減少の11,454企業となり、一企業保証債務残高は13,410千円となった。

期中管理部門については、国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」や当協会独自事業である「経営改善計画策定費用に対する補助事業」により改善計画の策定支援を行うと共に、サポートミーティングを活用するなど経営・再生支援に取り組んだ。一方で金融機関においても引き続き柔軟に返済条件の変更に応じているものの、企業倒産は増加傾向にあり、代位弁済については、計画を下回ったものの、前年度実績を上回った。

回収については、近年代位弁済が少ないことや求償権の質的劣化により環境は厳しいが、不動産任意処分を進捗管理を徹底するなどして回収額の積上げに努めたことにより、前年度実績は下回るものの計画を達成することができた。

〈平成27年度主要業務数値〉

(単位：百万円、%)

区 分	件 数	前年度比	金 額	前年度比	計 画 比
保証承諾	6,843	108.8	68,438	112.4	105.3
保証債務残高	18,601	95.5	153,603	94.2	99.1
代位弁済	201	132.2	1,927	168.4	64.2
実際回収	49	128.9	675	96.7	135.0

Ⅲ 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、経費が減少し、さらには一時的収入もあったことなどより、収支差額は6億97百万円の黒字計上となった。

Ⅳ 財務計画について

収支差額のうち、3億48百万円を収支差額変動準備金に、3億49百万円を基金準備金に繰入れたことにより、期末の収支差額変動準備金は52億9百万円、基金準備金は98億32百万円となった。この結果、基本財産は152億36百万円となった。

Ⅴ 重点課題について

1. 保証部門

ア 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化

(ア) 借換保証・経営力強化保証等の政策保証等による支援

政策保証等による支援については、借換保証による返済負担軽減の提案（借換保証の保証承諾実績：2,048件27,415百万円）、利便性が高く効率的な資金調達が可能な小口先カードローンの推進（小口先カードローンの保証承諾実績：309件657百万円）などにより資金繰りの円滑化につなげることができた。

(イ) 保証審査のスピーディーな対応

保証審査の対応については、早めの結論を心掛けて内部相談などの態勢を整えたことに加え、金融機関提携保証の推進によりスピーディーかつタイムリーな保証を行うことができた。

(ウ) 金融機関・市町村・支援機関等を訪問し、必要な情報交換やニーズの把握等により連携を深め、中小企業・小規模事業者へ効果的な支援を行う。

金融機関に対しては定期的に本部訪問（64回）や支店訪問（2,740回）を行うなどにより、情報交換や保証推進に努めた。

また、支援機関についても、市町村や商工会議所・商工会の訪問回数を増やし、情報交換の頻度・内容の充実を図った。特に別府市、佐伯市及び中津市では制度改正に関連する情報交換を密に行った結果、利便性向上につなげることができた。

加えて引き続き大分県産業創造機構と連携して専門家派遣事業に取組み、47先に対して派遣した。

イ 保証利用の向上

(ア) 保証利用企業者を増加させるため、中小企業・小規模事業者への浸透を図る。

保証利用企業者の増加に向けて小口先カードローン等による新規先獲得や完済先・完済予定先に対する再利用・継続利用の推進に取組んだ。小口先カードローンの利用者増加や完済後の再利用など一定の効果はあったものの、完済予定先に対するアプローチは資金需要が低くそのまま完済に至ることが多かった。また、金融機関の激しい金利競争のためにプロパー融資で肩代りされるなどもあり保証利用企業者数は減少した。

(イ) 創業支援の強化を図る。

創業支援については、日本政策金融公庫と共同して創業セミナーを初めて開催したほか、おおいたスタートアップセンターとの連携を図ることで、102件（前年度71件）の保証承諾につなげることができた。また、創業者・創業予定者への面談時のアドバイスや創業後のモニタリング等にも取り組むことにより、創業者へのフォローアップに努めることができた。

ウ 中小企業・小規模事業者への経営支援の強化

(ア) 現地訪問等により中小企業・小規模事業者への経営支援に取り組む。

中小企業・小規模事業者への経営支援強化については、573先に対して現地企業訪問等を実施し、経営者との直接面談を通じて、資金繰りの改善提案等のアドバイスや信用保証制度などの説明を行ったことにより、相互理解や意思疎通を図ることができた。

(イ) 専門家派遣に継続して取り組む。

専門家派遣事業については、企業訪問をきっかけに依頼されるケースも多く、経営支援の強化につなげることができた。

エ 内部管理体制の充実

(ア) 大口・グループ先等のリスク管理を継続実施する。

内部管理体制の充実については、大口先・グループ企業について、定期的に動向を分析し、引き続き与信状況を把握することができた。

2. 期中管理部門

ア 中小企業・小規模事業者への再生支援

(ア) 国が推進する「経営支援強化促進補助事業」、「経営改善計画策定支援事業」により経営改善を支援する。

経営支援強化促進事業については、企業訪問や金融機関との意見交換を基に、企業の実態に即した支援対象先の選定ができた。また、支援対象となった20先については全て計画策定を完了した。

計画策定後直ちに売上の増加や財務状況の改善が実現できるものではないが、支援対象先である事業者から「経営診断を通じて金融機関以外の専門家から意見を聞くことができ、客観的な目線での経営分析により経営課題の把握ができた。」「経営改善計画策定を通じて、予算と実績の差異を分析して経営会議を行うなど経営者と従業員に経営に対する一体感が生まれ意識改革に繋がった。」「目標管理体制、予実管理体制の徹底を図ることで経営管理体制が強化された。」などの評価を得ている。

経営改善計画策定支援事業に対する補助事業については、46件に対して総額5,072千円の補助を行った。

(イ) サポートミーティングの開催により、金融債権者間の調整を行い、企業の資金繰りを支援する。

サポートミーティングについては昨年以上のペースで開催し、81先に対し述べ113回実施した。そのうち57先に対し返済緩和又は新規融資などの支援を行うことができた。

(ウ) 当協会が創設した経営改善支援保証や国の事業再生計画実施関連保証等の保証制度を活用し、再生に取り組む企業の資金繰りを支援する。

一般保険を利用した経営改善支援保証制度を創設したが、その後、特例保険による事業再生計画実施関連保証が創設された。両制度は保証対象者等の要件が重複しており、その場合は特例保険である事業再生計画実施関連保証が優先適用されるため経営改善支援保証の取扱いはなく、同制度は廃止した。事業再生計画実施関連保証については33件388百万円の保証承諾を行った。

(エ) 大分県中小企業サポート推進会議の活用や認定支援機関との連携を図る。

大分県中小企業診断士協会や南九州税理士会等の認定支援機関、大分県中小企業再生支援協議会、大分県経営改善支援センター等とは、対象企業の個別相談や情報交換等を行うことにより連携を図ることができた。

(オ) 大分県中小企業再生支援協議会や大分ベンチャーキャピタル株式会社との連携を図る。

大分ベンチャーキャピタル株式会社とは、協会提案によるファンドを活用した再生支援の実績を上げるまでには至らなかったが、再生支援に関する情報交換を行うことにより連携を図ることができた。

イ 期中管理の徹底

(ア) 金融機関との協議により、条件変更の活用等による延滞債権の減少に向けた適切な支援措置を講じる。

金融機関本部への定例訪問（60回）、延滞先取扱支店への進捗管理訪問（347回）を実施して、企業情報を共有し共同管理に取り組んだ。この結果、条件変更等の適切な措置を講じることができ、代位弁済金額は前年度実績を上回ったものの計画額を下回る実績となった。

(イ) 金融機関担保については、回収部門と帯同して金融機関と協議を行い、担保取得方針の早期確立に努める。

金融機関担保は現地確認するとともに再評価を行い、条件外担保については取得方針の早期確立に努めた。現地確認については期中管理部門及び回収部門担当が原則帯同して行うこととし、やむを得ず各部門担当の単独確認とした場合でも他部門担当に事後報告することで情報共有を行った。

(ウ) 金融機関に対して、当協会の事務手続の周知を行い効率的な期中管理を行う。

期中管理に係わる事務上の誤りや留意点を取り纏めた文書を作成して、金融機関本部・支店訪問時に説明し当協会の事務手続の周知徹底に努めた結果、提出書類等の記載漏れや誤りが減少するなどの改善が図れた。

3. 回収部門

ア 求償権回収の取組

- (ア) 有担保求償権については、期中管理段階での方針に基づき、処分等に向け早期に着手する。
求償権の回収方針を早期に確立し効率的な回収に努めたことで、担保物件の任意処分等による早期回収を行うことができた。また、定期返済先の増額交渉をするなかで、一括返済による完済につなげることができた。
- (イ) 無担保求償権については、サービサーを活用する。
担保のない新規代位弁済案件については、代位弁済と同時に保証協会サービサーに回収委託し回収額の底上げを図った。

イ 管理事務の効率化

- (ア) 回収の見込みがなく、債権管理の実益がないと判断した求償権については、管理事務停止を促進し、管理体制の効率化を図る。
- (イ) 管理事務停止案件を対象に求償権整理を促進し、求償権残高の減少に努める。
債権管理の実益がないと判断した求償権について、管理事務停止は321件（年間目標200件）、求償権整理は211件（年間目標200件）を実施して、いずれも年間目標を達成することができ、管理体制の効率化が図れた。

4. その他間接部門

ア 人材育成の充実

- (ア) 連合会等外部研修への参加や通信教育の受講等を継続することにより、専門知識等の習得を目指す。
連合会等外部研修については、職員の担当業務や経験年数などに基づき、所属部長とも協議した上で計画・実施することにより専門知識等の習得に努めた。専門的能力を有する職員の養成については、中小企業診断士資格を11月に1人が取得した。
- (イ) 企業訪問時に同行して指導するなどベテラン職員による若手職員へのOJT、経営相談や事業再生に関する研修参加等により、目利き能力の向上を目指す。
若手職員や中堅職員については、ベテラン職員（再雇用者を含む）等の指導により能力向上に努めた。
- (ウ) 職場内での勉強会や関係機関との研修会開催等を計画的に実施する。
内部研修では、受講生の知識や理解が深められただけでなく、中堅職員が講師となる研修を実施したことにより中堅職員自身の知識の定着や資料作成・説明能力といったスキルアップを図ることができた。

イ 経営基盤の強化

- (ア) 自己資金は安全性を確保した上で収益や効果等を考慮して運用する。
有価証券については、金利低下傾向が続いている中においても、利回りの確保に努めた。
- (イ) 経費の支出にあたっては、常に費用対効果を検証して節減を目指す。
経費については、妥当性、経済性の観点から支出内容を精査することにより、適正な執行に努めた。
また、別館新築に係る備品購入については諸条件を勘案し、必要最小限に抑えた。

ウ コンプライアンス体制等の充実

- (ア) コンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス意識の高揚を目指す。
コンプライアンス研修については、新入職員を対象に実施し、社会人としてコンプライアンス遵守の重要性を理解させた。また、各課単位でも実施し、引き続き意識の高揚に努めた。
- (イ) BCP（事業継続計画）の研修及び訓練を実施することにより、危機管理体制の強化を目指す。
BCPについては、管理職への研修や、初期対応担当チーム・損害評価担当チームによる机上訓練により、災害等の発生初期において中心となる職員への理解を深めるとともに、計画の留意点も確認することができた。

エ 広報広聴の充実

- (ア) ホームページ、機関誌、パンフレット等の広報ツールや説明会等により、中小企業・小規模事業者や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行う。
定期的な広報活動やHPへの掲載等により、分かりやすくタイムリーな情報発信を行うことができた。
- (イ) ホームページの「協会へのご意見」欄などの活用により、中小企業・小規模事業者等の意見を収集し業務に反映する。
アンケートの実施により、中小企業者や金融機関からの意見を聞くことができた。

外部評価委員会意見書（平成27年度経営計画）

平成28年6月17日、大分県信用保証協会から平成27年度事業概要及びそれに対する自己評価について説明を受けた。これについて、当委員会の意見は次のとおりである。

総括

大分県信用保証協会では、借換保証による返済負担軽減の提案や利便性の高い小口先カードローンの推進を行うなど中小企業者の資金繰り円滑化に取り組んでいる。また、国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」や協会独自事業である「経営改善計画策定費用に対する補助事業」による経営改善計画の策定支援やサポートミーティングの活用により中小企業・小規模事業者の経営・再生支援に取り組んでいる。

こうした中、平成27年度は収支差額6億97百万円を計上し、このうち3億48百万円を収支差額変動準備金に、3億49百万円を基金準備金に繰入れたことにより、基本財産は152億36百万円と着実に増強が図られている。

しかし、県内の中小企業・小規模事業者の中には依然として経済動向に対する不安も強く、中には消費者行動や競争環境の変化に対応できず経営改善が進んでいない企業もあるなど、先行きの不透明感が否めない。そうした中、金融機関や関係機関と連携して金融・経営支援に取り組む必要があり、とりわけ地域を活性化させ今後につなげる分野として創業支援、経営・再生支援、事業承継支援などは保証協会の重要な役割として積極的な取組みが求められる。

大分県信用保証協会においては、今後とも中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献できるような不断の経営努力を期待する。

保証部門について

保証承諾は684億38百万円となり、計画額（650億円）を上回り、前年対比112.4%、計画比105.3%となっている。

一方で保証債務残高は借換保証が中心であったことや保証料の割高感から繰上償還が引き続き発生したなどにより1,536億3百万円となり、計画額（1,550億円）を下回り、前年対比94.2%、計画比99.1%となっている。また、利用企業者数は、11,454企業で前年度末に比べて457企業減少となっている。

大分県信用保証協会では、借換保証による返済負担軽減の提案や小口先カードローンの推進を行うなど中小企業者の資金繰り円滑化に取り組んでいる。特に小口先カードローンは要件を緩和し利便性を高めたことが小規模零細企業の資金繰りに寄与しているため、引き続き中小企業・小規模事業者の目線に立った保証の提案及び制度の創設が期待される。

また、本部や支店の訪問などによる金融機関との連携に加えて、おおいたスタートアップセンター、大分県産業創造機構といった支援機関とも連携を密にとっている。今後は大分県信用保証協会から関係機関に対して相互に連携した金融・経営支援を働きかけることで、より効果的な取組みにつなげることが必要である。

さらには、中小企業・小規模事業者に対する保証と経営支援の一体的取組みが求められており、とりわけ、中小企業者の活力を生む新たなチャレンジや創業に対する支援、経営者に対して経営改善の必要性を気づかせ事業を活性化させる経営・再生支援、地域に必要な事業を今後につなげる事業承継支援については積極的な取組みが必要である。引き続き企業訪問や専門家派遣などを通じて企業の現場に出向き、寄り添った支援を行うことが重要である。

期中管理部門について

代位弁済は19億27百万円となり、計画額（30億円）を下回っているものの、前年実績（11億44百万円）を上回っている。これは、金融機関が中小企業金融円滑化法の終了後も柔軟に返済条件の変更に応じているものの、消費者行動や競争環境の変化に対応できず倒産する企業が増えてきたことなどが要因と思われる。中小企業・小規模事業者においては経済動向に対する不安も強く、改善が進んでいない企業を中心に先行きの不透明感が否めない。

そうした中で、大分県信用保証協会は国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」や協会独自事業である「経営改善計画策定費用に対する補助事業」による経営改善計画の策定支援やサポートミーティングの活用により中小企業・小規模事業者の経営・再生支援に取り組んでいる。こうした取組みをさらに進めることにより再生可能性のある企業の経営改善につなげることが期待されている。

また、引き続き金融機関訪問やサポートミーティングなどの取組みを通じて、金融機関・支援機関等の関係者と適切な情報共有や意思疎通を図ることで、期中管理体制の充実にも努めるべきである。

回収部門について

回収は6億75百万円となり、前年実績（6億98百万円）を下回っているものの計画額（5億円）を上回っている。

近年は無担保や第三者保証人のいない求償権が増加しているため回収環境は厳しさを増しているが、期中管理部門と連携した早期回収やサービサーの活用などにより引き続き回収額の最大化に努めるべきである。一方で破産等により回収不能となった求償権については管理事務停止・求償権整理を行い、回収が見込める案件に注力できる効率的な業務体制につなげるべきである。

その他間接部門について

人材育成については、職員研修や若手職員に向けたOJTなど充実してきているが、引き続き職員の能力向上に努めるべきである。

コンプライアンス体制については、相互抑制がかかる仕組みの構築、コンプライアンス研修等による職員意識の向上に取り組むことが必要であり、さらにはコンプライアンスを遵守した業務運営を確実にする企業風土の醸成に努めるべきである。

平成28年7月15日

大分県信用保証協会外部評価委員会

委員長 岡村 邦彦
副委員長 河野 光雄

平成27年度財務報告

○貸借対照表

(平成28年3月31日現在) (単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	基本財産	15,235,560,230
預け金	8,546,197,602	基金	5,403,887,000
金銭信託	0	基金準備金	9,831,673,230
有価証券	14,902,994,224	制度改革促進基金	325,622,699
その他有価証券	82,773,652	収支差額変動準備金	5,209,000,000
動産・不動産	1,016,322,268	責任準備金	935,746,876
損失補償金見返	0	求償権償却準備金	154,642,610
保証債務見返	153,602,826,208	退職給与引当金	410,869,933
●求償権	519,767,178	損失補償金	287,977,117
雑勘定	493,706,547	保証債務	153,602,826,208
仮払金	7,940,702	求償権補填金	0
厚生基金	41,317,000	借入金	0
連合会勘定	76,472	雑勘定	3,002,342,006
未収利息	24,425,110	仮受金	7,297,693
●未経過保険料	419,947,263	保険納付金	63,426,455
		損失補償納付金	21,930,650
		未経過保証料	2,904,179,366
		未払保険料	1,249,267
		未払費用	4,258,575
合 計	179,164,587,679	合 計	179,164,587,679

求償権

● 経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金や日本政策金融公庫からの保険金等を控除した額です。

未経過保険料

● 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産

● 株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出捐金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】の2つから成っています。

制度改革促進基金

● 国が実施する施策の円滑な導入・促進を図るため、及び中小企業者が必要とする事業資金の融通を円滑にするため、協会の経営基盤を強化することを目的とした基金です。

収支差額変動準備金

● 収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料

● 受入保証料のうち当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上します。

○財産目録

(平成28年3月31日現在) (単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	責任準備金	935,746,876
預け金	8,546,197,602	求償権償却準備金	154,642,610
金銭信託	0	退職給与引当金	410,869,933
有価証券	14,902,994,224	損失補償金	287,977,117
その他有価証券	82,773,652	保証債務	153,602,826,208
動産・不動産	1,016,322,268	求償権補填金	0
損失補償金見返	0	借入金	0
保証債務見返	153,602,826,208	雑勘定	3,002,342,006
求償権	519,767,178		
譲受債権	0		
雑勘定	493,706,547		
合 計	179,164,587,679	合 計	158,394,404,750
		正味財産	20,770,182,929

○収支計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日) (単位：円)

科 目	金 額
経常収入	2,056,516,681
保証料	1,450,220,427
預け金利息	1,594,215
有価証券利息・配当金	191,138,091
調査料	0
延滞保証料	1,092,451
損害金	7,393,780
事務補助金	296,142,548
責任共有負担金	94,128,000
雑収入	14,807,169
経常支出	1,558,781,884
業務費	621,260,386
借入金利息	0
信用保険料	934,813,473
責任共有負担金納付金	0
雑支出	2,708,025
経常収支差額	497,734,797
経常外収入	2,789,048,978
償却求償権回収金	102,038,922
責任準備金戻入	990,237,754
求償権償却準備金戻入	102,288,029
求償権補填金戻入	1,365,383,674
保険金	1,278,246,197
損失補償補填金	87,137,477
補助金	0
その他収入	229,100,599
経常外支出	2,672,920,199
求償権償却	1,577,470,513
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	2,400,000
退職金	10,000
責任準備金繰入	935,746,876
求償権償却準備金繰入	154,642,610
その他支出	2,650,200
経常外収支差額	116,128,779
制度改革促進基金取崩額	83,317,526
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	697,181,102
収支差額変動準備金繰入額	348,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	349,181,102

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

責任共有負担金納付金

責任共有負担金について、当協会と日本政策金融公庫との責任割合(平均填補率)に応じ、日本政策金融公庫にその一部を納付しています。

求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払い資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

保証料

決算上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額が計上されません。

責任共有負担金

責任共有制度にて負担金方式を選択した金融機関より受領した負担金です。金融機関毎の平均保証債務残高に対する代位弁済率にて算出されます。

制度改革促進基金取崩額

部分保証にかかる代位弁済による損失等は、それを補うために別途国から受領した制度改革促進基金を取崩すことができます。

信用保証の動向

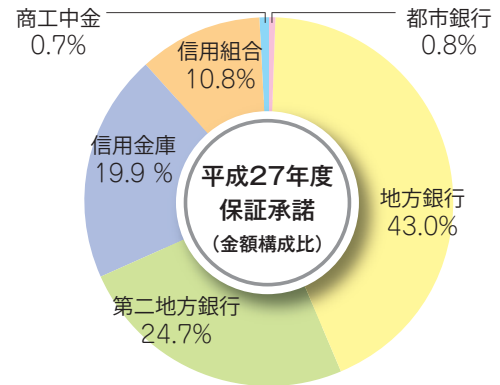
(※表中の名金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。)

平成27年度信用保証業務の状況〈金融機関群別〉

○保証承諾

(単位：件、千円、%)

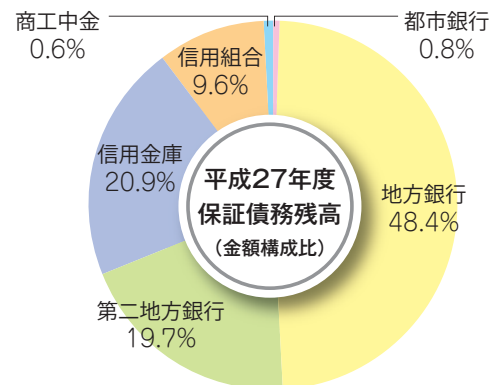
区分	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	22	568,000	119.9	0.8
地方銀行	2,358	29,449,019	99.6	43.0
第二地方銀行	1,753	16,889,680	133.0	24.7
信用金庫	1,749	13,641,770	107.8	19.9
信用組合	936	7,395,144	140.1	10.8
商工中金	25	494,224	273.7	0.7
合計	6,843	68,437,837	112.4	100.0



○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

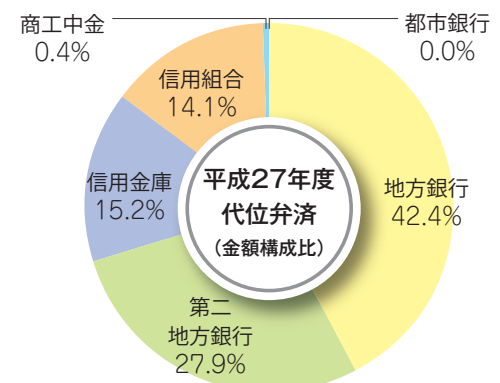
区分	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	89	1,287,181	81.1	0.8
地方銀行	7,293	74,332,100	89.7	48.4
第二地方銀行	3,754	30,199,486	101.5	19.7
信用金庫	5,101	32,115,975	97.2	20.9
信用組合	2,286	14,757,985	97.9	9.6
商工中金	78	910,099	126.8	0.6
合計	18,601	153,602,826	94.2	100.0



○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区分	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	0	0	0.0	0
地方銀行	79	816,816	153.4	42.4
第二地方銀行	44	538,213	371.6	27.9
信用金庫	40	292,784	197.3	15.2
信用組合	36	271,340	87.4	14.1
商工中金	2	7,857	99.8	0.4
合計	201	1,927,010	168.4	100.0



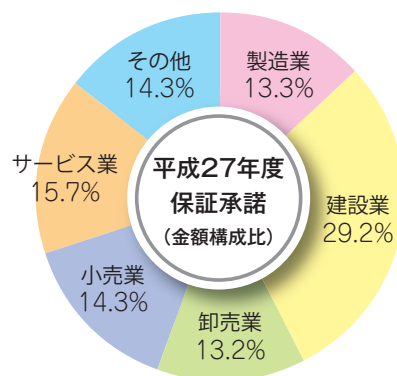
注) 金融機関の統合前の数値は統合後の金融機関に含みます。(前年比も同じ)

平成27年度信用保証業務の状況〈業種別〉

○保証承諾

(単位：件、千円、%)

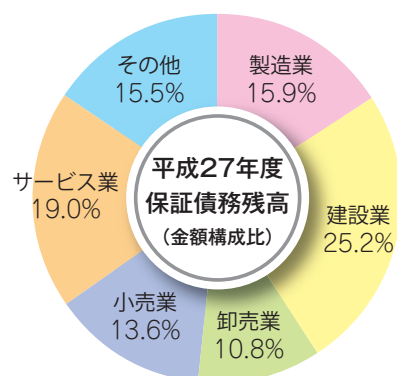
区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	856	9,132,075	100.3	13.3
建設業	2,100	20,003,600	119.9	29.2
卸売業	711	9,055,510	110.1	13.2
小売業	1,161	9,789,423	110.0	14.3
サービス業	1,160	10,771,605	112.3	15.7
その他	855	9,685,624	115.8	14.3
合計	6,843	68,437,837	112.4	100.0



○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

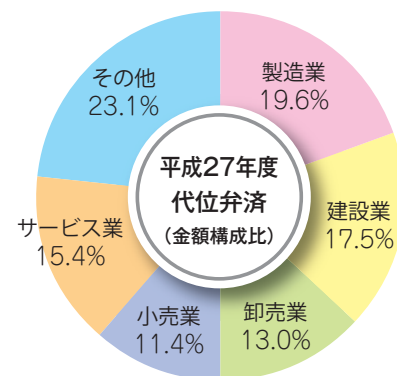
区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	2,526	24,451,525	89.4	15.9
建設業	5,005	38,655,917	98.4	25.2
卸売業	1,630	16,542,288	92.9	10.8
小売業	3,077	20,908,907	92.7	13.6
サービス業	3,636	29,217,686	94.5	19.0
その他	2,727	23,826,503	95.0	15.5
合計	18,601	153,602,826	94.2	100.0



○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	32	376,888	266.3	19.6
建設業	37	337,045	145.3	17.5
卸売業	21	250,252	120.0	13.0
小売業	40	219,423	176.2	11.4
サービス業	23	296,932	146.5	15.4
その他	48	446,470	190.2	23.1
合計	201	1,927,010	168.4	100.0



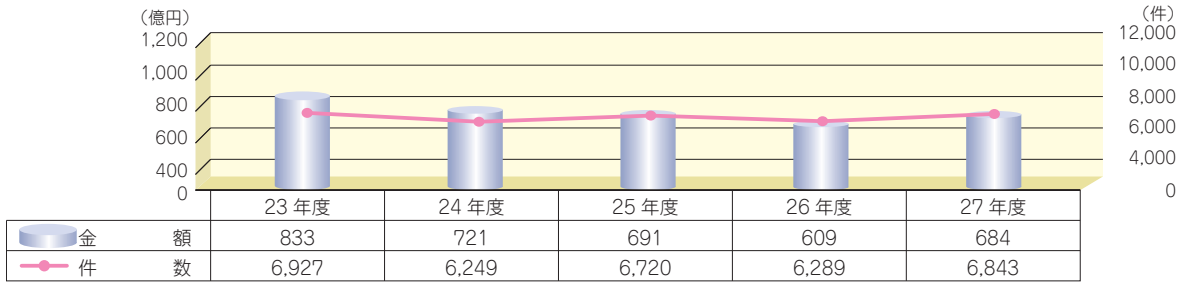
平成27年度信用保証業務の状況〈市町村別〉

(単位：件、千円、%)

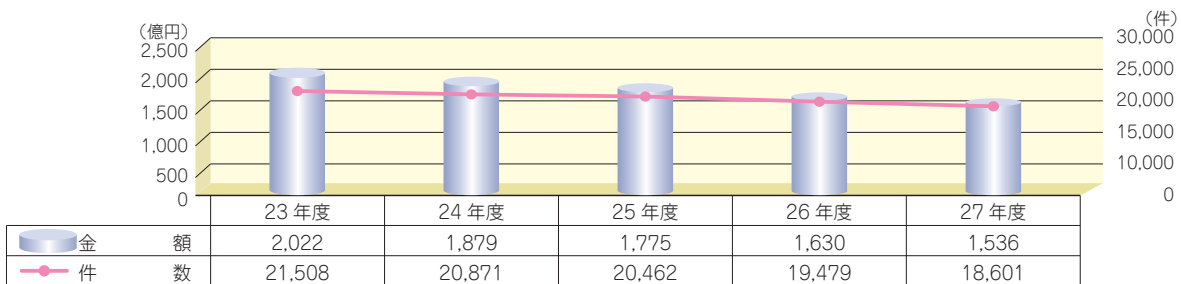
	保証承諾				保証債務残高				代位弁済(元利)			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
大分市	2,880	30,329,290	116.1	44.3	7,902	67,642,114	95.3	44.0	86	839,459	263.6	43.6
別府市	743	6,864,682	92.6	10.0	2,094	17,433,906	93.4	11.3	15	67,549	25.6	3.5
中津市	406	4,738,954	116.6	6.9	1,174	11,031,174	95.1	7.2	12	55,426	42.8	2.9
日田市	566	4,724,558	122.0	6.9	1,538	9,466,390	90.3	6.2	15	246,026	424.8	12.8
佐伯市	460	5,106,500	115.0	7.5	1,171	10,832,472	96.0	7.1	8	73,983	57.9	3.8
臼杵市	230	2,806,440	106.4	4.1	585	5,983,831	91.1	3.9	8	110,869	***	5.8
津久見市	107	1,054,400	99.1	1.5	250	2,004,035	99.1	1.3				
竹田市	198	1,758,440	105.6	2.6	389	2,936,592	102.0	1.9	5	21,340	—	1.1
豊後高田市	113	968,600	92.4	1.4	316	2,655,636	87.5	1.7	4	20,376	—	1.1
杵築市	154	1,242,604	103.7	1.8	422	3,227,048	87.8	2.1	1	12,456	53.1	0.6
宇佐市	278	2,976,280	126.7	4.3	706	5,587,499	94.6	3.6	10	124,576	185.8	6.5
豊後大野市	176	1,562,400	96.8	2.3	458	3,015,925	97.1	2.0	9	81,067	***	4.2
由布市	145	1,097,650	127.3	1.6	497	3,304,380	94.0	2.2	3	5,788	32.9	0.3
国東市	98	674,650	96.0	1.0	272	1,794,374	90.0	1.2	7	70,798	—	3.7
姫島村	1	1,000	10.0	0.0	5	27,691	84.3	0.0				
日出町	138	1,324,250	170.6	1.9	321	2,718,742	99.7	1.8	9	109,492	183.0	5.7
九重町	53	546,890	114.4	0.8	159	1,531,612	98.9	1.0				
玖珠町	97	660,249	118.4	1.0	293	1,731,942	90.4	1.1	7	12,494	—	0.6
県外					49	677,464	65.3	0.4	2	75,312	—	3.9
合計	6,843	68,437,837	112.4	100.0	18,601	153,602,826	94.2	100.0	201	1,927,010	168.4	100.0

(注) 比率は、1,000.0%以上のときは「***」、前年が0のときは「—」を表示しています。

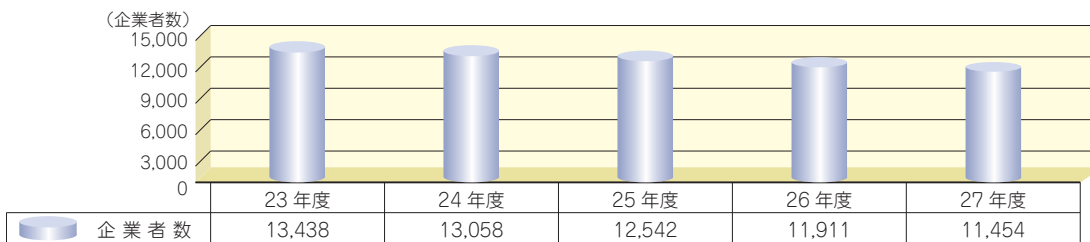
○保証承諾の推移



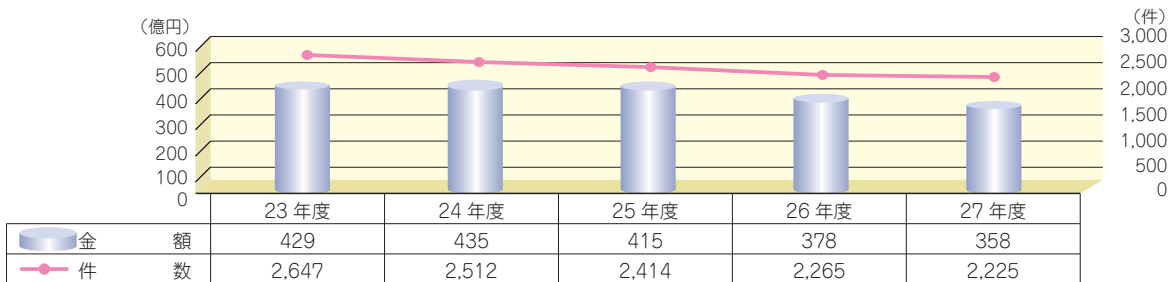
○保証債務残高の推移



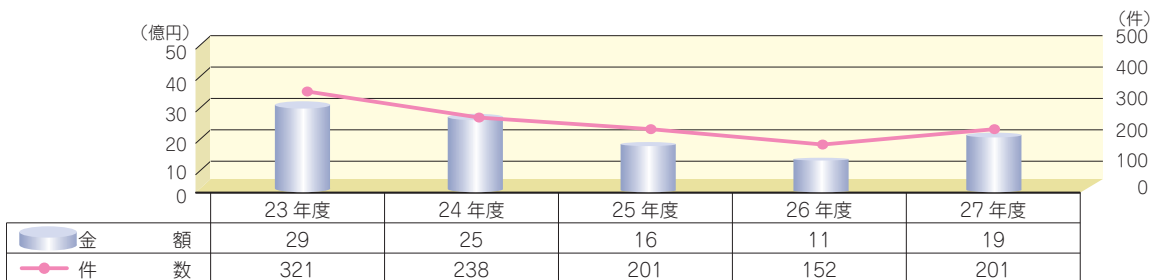
○利用企業者数の推移



○条件変更承諾実績（期限延長、返済条件の変更に係るもの）



○代位弁済の推移



中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

I. 基本方針

1. 業務環境

(1) 大分県の景気動向

我が国の景気は、平成26年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、円安に伴う輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追い付いていないことなどの背景もあり、個人消費などに弱さがみられますが、緩やかな回復基調が続いています。

大分県内の景気は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動は和らいでいるものの、持ち直しの動きに足踏み感がみられます。景気の先行きは、雇用・所得環境が改善の動きを続ける中、緩やかな持ち直し基調に復するとみられています。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

大分県の企業倒産は、金融機関が中小企業金融円滑化法（以下、「金融円滑化法」という。）の終了後も柔軟に返済条件の変更に努めていることなどもあり、昨年に引き続き低水準で推移しています。この結果、当協会の代位弁済については、平成21年度から6年連続で前年実績を下回る見込です。しかし、体力に乏しい中小企業・小規模事業者を中心に依然として返済条件の変更を行っている企業も多く、アベノミクスの効果が行き届いていないと言われる地方においても、今後は経済成長の成果が広く行き渡ることで、業況が回復することが期待されています。

2. 業務運営方針

大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、厳しい経済環境の中で努力している中小企業・小規模事業者や返済条件の変更を行いながら事業再生に取り組んでいる中小企業・小規模事業者の金融円滑化を支援するために、政策保証を中心とした金融支援を積極的に行うとともに金融機関や支援機関と連携し経営支援や再生支援に取り組めます。

また、そのために必要な協会自身の経営基盤の強化にも努めるべく次の項目に取り組めます。

(1) 保証部門

金融円滑化法の終了から2年が経過しましたが、保証債務残高に占める条件変更の割合は依然として高い状態が続いており、保証協会は保証による金融支援に加えて、保証をより効果のあるものとするために経営支援にも取り組むことが求められています。その一方で、信用保証制度を危機対応モードから平時モードへ移行させる流れや、低金利下での保証料の割高感、利用企業者数の減少等保証協会を取り巻く環境は一段と厳しいものとなっています。

このような状況を踏まえ、これまで以上に中小企業・小規模事業者の立場に立って資金繰りの円滑化を支援するとともに、専門家派遣等の経営支援に取り組むことで保証の利用促進に努めます。

ア 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化

(ア) 借換保証・経営力強化保証等の政策保証等による支援

(イ) 保証審査のスピーディーな対応

(ウ) 金融機関・市町村・支援機関等を訪問し、必要な情報交換やニーズの把握等により連携を深め、中小企業・小規模事業者へ効果的な支援を行います。

イ 保証利用の向上

(ア) 保証利用企業者を増加させるため、中小企業・小規模事業者への浸透を図ります。

(イ) 創業支援の強化を図ります。

ウ 中小企業・小規模事業者への経営支援の強化

(ア) 現地訪問等により中小企業・小規模事業者への経営支援に取り組めます。

(イ) 専門家派遣に継続して取り組めます。

エ 内部管理体制の充実

(ア) 大口・グループ先等のリスク管理を継続実施します。

(2) 期中管理部門

金融円滑化法の終了後においても、金融機関や支援機関との連携により、中小企業・小規模事業者の経営改善や資金繰り等の支援に努めていますが、依然として改善が進まず、返済条件の変更等を繰り返す企業も多く、保証債務残高に占める条件変更の割合は高い状態で推移しています。

こうした中で、中小企業・小規模事業者の経営改善を進めていくためには、中小企業・小規模事業者に寄り添った姿勢で相談対応を行うとともに、引き続き、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせ再生支援に取り組んでいく必要があります。

また、延滞債権管理についても金融機関と十分に協議を行い、経営改善が可能である先には条件変更などの措置を講じます。

ア 中小企業・小規模事業者への再生支援

(ア) 国が推進する「経営支援強化促進補助事業」、「経営改善計画策定支援事業」により経営改善を支援します。

(イ) サポートミーティングの開催により、金融債権者間の調整を行い、企業の資金繰り改善を支援します。

(ウ) 当協会が創設した経営改善支援保証や国の事業再生計画実施関連保証等の保証制度を活用し、再生に取り組む企業の資金繰りを支援します。

(エ) 大分県中小企業サポート推進会議の活用や認定支援機関との連携を図ります。

(オ) 大分県中小企業再生支援協議会や大分ベンチャーキャピタル株式会社との連携を図ります。

イ 期中管理の徹底

- (ア) 金融機関との協議により、条件変更の活用等による延滞債権の減少に向けた適切な支援措置を講じます。
- (イ) 金融機関担保については、回収部門と帯同して金融機関と協議を行い、担保取得方針の早期確立に努めます。
- (ウ) 金融機関に対して、当協会の事務手続の周知を行い効率的な期中管理を行います。

(3) 回収部門

近年は、代位弁済の減少に加え、有担保求償権の減少、第三者保証人のいない求償権や自己破産等法的手続を適用した求償権の増加等により、回収を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中で、求償権回収を促進していくためには、有担保求償権については担保不動産の処分方針を早期に確立するとともに、無担保求償権についてはサービサーを活用することにより、引き続き求償権回収の最大化を図っていく必要があります。

また、管理事務停止や求償権整理を促進し、管理事務の効率化を図ります。

ア 求償権回収の取組

- (ア) 有担保求償権については、期中管理段階での方針に基づき、処分等に向け早期に着手します。
- (イ) 無担保求償権については、サービサーを活用します。
- (ウ) 定期返済先については、回収の底上げを図るため、増額交渉を行います。

イ 管理事務の効率化

- (ア) 回収の見込みがなく、債権管理の実益がないと判断した求償権については、管理事務停止を促進し、管理体制の効率化を図ります。
- (イ) 管理事務停止案件を対象に求償権整理を促進し、求償権残高の減少に努めます。

(4) その他間接部門

ア 人材育成の充実

経営支援や再生支援への取組強化、経営者保証に依存しない融資の拡大など協会を取り巻く情勢が大きく変化する中、限られた人員で保証協会の責務を果たしていくには、多様化する業務に的確に対応できる資質の高い職員を養成する必要があるため、次の取組を行います。

- (ア) 連合会等外部研修への参加や通信教育の受講等を継続することにより、専門知識等の習得を目指します。
- (イ) 企業訪問時に同行して指導するなどベテラン職員による若手職員へのOJT、経営相談や事業再生に関する研修参加等により、目利き能力の向上を目指します。
- (ウ) 職場内での勉強会や関係機関との研修会開催等を計画的に実施します。

イ 経営基盤の強化

業務運営の健全性が維持できるよう、引続き収支差額を確保しながら経営基盤の強化を図るために、効率的な資金の運用やコスト意識をもった適切な支出に努める必要があり、次の取組を実施します。

- (ア) 自己資金は安全性を確保した上で収益や効果等を考慮して運用します。
- (イ) 経費の支出にあたっては、常に費用対効果を検証して節減を目指します。

ウ コンプライアンス体制等の充実

役職員が常日頃から社会的責任を十分意識して行動し、地域社会の信頼を得ていくため、コンプライアンス体制をさらに強化する必要があり、次の取組に努めます。

- (ア) コンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス意識の高揚を目指します。
- (イ) BCP（事業継続計画）の研修及び訓練を実施することにより、危機管理体制の強化を目指します。

エ 広報広聴の充実

新しい保証制度や保証協会の取組などをPRし保証利用の促進を図るとともに、中小企業・小規模事業者等のニーズを把握して業務に適確に反映するため、次の取組に努めます。

- (ア) ホームページ、季刊誌、パンフレット等の広報ツールや説明会等により、中小企業・小規模事業者や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行います。
- (イ) ホームページの「協会へのご意見」欄などの活用により、中小企業・小規模事業者等の意見を収集し業務に反映します。

II. 事業計画

(単位：百万円、%)

項目	平成27年度			平成28年度		平成29年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	65,000	89.0	106.6	65,000	100.0	65,000	100.0
保証債務残高	155,000	91.2	95.1	150,000	96.8	145,000	96.7
代位弁済	3,000	66.7	260.9	3,000	100.0	3,000	100.0
実際回収	500	71.4	72.5	500	100.0	500	100.0

平成28年度経営計画

I. 経営方針

1. 業務環境

(1) 大分県の景気動向

平成27年度の我が国の景気は、年度前半には新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れが見られたが、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いています。

大分県内の景気は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移しているものの、大型工事の一巡等を背景に公共投資が弱い動きとなっていることや新興国を中心とする海外需要の減少を背景に生産が弱めの動きとなっていることなどにより、持ち直しの動きに足踏み感がみられます。景気の先行きについては、生産が下げ止まりに向かうもて緩やかな持ち直しの動きに復していくとみられます。

(2) 県内中小企業を取り巻く環境

大分県の企業倒産は、金融機関が中小企業金融円滑化法(以下、「金融円滑化法」という。)の終了後も柔軟に返済条件の変更に努めるなど中小企業・小規模事業者への支援を行っているものの、昨年度に比べて増加傾向にあります。当協会の代位弁済についても、7年ぶりに増加しており、体力に乏しく依然として条件変更を行っている企業も多いことから、更なる増加が懸念されます。

人口の減少など中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しいが、地方創生の取組みなどにより、業況が回復することが期待されています。

2. 業務運営方針

大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、厳しい経済環境の中で努力している中小企業・小規模事業者や返済条件の変更を行いながら事業再生に取り組んでいる中小企業・小規模事業者の金融の円滑化と経営の改善を図るため、金融機関や支援機関と連携して金融支援と経営支援の一体的取組みを推進します。また、そのために必要となる人材の育成やコンプライアンス体制などの充実を図ります。

II. 重点課題

1. 保証部門

(1) 現状認識

金融円滑化法の終了から3年が経過しましたが、保証債務残高に占める条件変更の割合は依然として高い状態が続いており、保証協会は保証による金融支援に加えて、保証をより効果のあるものとするために経営支援にも取り組むことが求められています。

その一方で、低金利下での保証料の割高感や、廃業等による中小企業・小規模事業者の減少など保証協会を取り巻く環境は一段と厳しいものとなっています。

このような状況を踏まえ、これまでに以上に中小企業・小規模事業者の立場に立つて資金繰りの円滑化を支援するとともに、専門家派遣等の経営支援に取り組むことで保証の利用促進に努めます。

(2) 具体的な課題

- ア 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化
- イ 保証利用の向上
- ウ 中小企業・小規模事業者への経営支援の強化
- エ 内部管理体制の充実

(3) 課題解決のための方策

- ア 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化
 - (ア) 借換保証・経営力強化保証等の政策保証等による支援
 - ①借換保証の活用により、返済方法を見直すことで、月々の返済負担の軽減を支援します。
 - ②経営改善計画の実施に必要な資金を供給する経営力強化保証を推進します。
 - (イ) 保証審査のスピーディーな対応
 - ①内部協議を励行し、早めに結論を出す態勢を整えます。
 - ②金融機関との提携保証によりスピーディーな対応を行います。
 - (ウ) 金融機関・市町村・支援機関等を訪問し、必要な情報交換や

ニーズの把握等により連携を深め、中小企業・小規模事業者へ効果的な支援を行います。

- ①金融機関の本部を訪問し、金融機関の要望把握、保証推進に関する情報や国の施策情報等の提供を行います。
- ②金融機関の支店を訪問し、保証申込の事前相談や国の施策等の情報提供を行います。
- ③市町村を訪問し、市町村制度の利用促進や制度の改善についての意見交換を行います。
- ④商工会議所・商工会等の支援機関を訪問し、中小企業・小規模事業者のニーズの把握や当協会の取組等について情報提供を行います。
- ⑤大分県産業創造機構と連携した専門家派遣に引き続き取り組みます。

イ 保証利用の向上

- (ア) 保証利用企業者を増加させるため、中小企業・小規模事業者への浸透を図ります。
 - ①小口零細企業保証や小口先カードローン等により小規模事業者への浸透を図ります。
 - ②優良先に対する当座貸越・カードローンの提案を行います。
 - ③完済予定者を抽出し事前にアプローチを行うことにより保証利用企業者数の増加を図ります。
 - ④利用者のニーズに対応した保証制度の創設について検討を行います。
 - ⑤新たに保証対象となったNPO法人の利用を促進します。
 - ⑥中小企業へのプラスワンサービスである保証協会団信制度の普及・促進を図ります。
- (イ) 創業支援の強化を図ります。

- ①創業セミナーを開催し、創業者への啓発や情報提供に取り組みます。
- ②県が取り組むおおいスタートアップ支援事業に協働し、おおいスタートアップセンターとの連携を図ります。
- ③創業者・創業予定者との面談により創業時の必要なアドバイスを行います。
- ④創業者に対し創業保証後のモニタリング、フォローアップを行います。
- ⑤創業後5年未満の先について、経営安定化支援事業による経営診断及び指導等を行います。

ウ 中小企業・小規模事業者への経営支援の強化

- (ア) 現地訪問等により中小企業・小規模事業者への経営支援に取り組めます。
 - ①現地訪問を通して経営上の問題点の把握と必要なアドバイスを行います。
 - ②制度融資や専門家派遣等の紹介を行います。
- (イ) 専門家派遣に継続して取り組みます。
- ①課題解決のための専門家派遣に引き続き取り組みます。

エ 内部管理体制の充実

- (ア) 大口・グループ先等のリスク管理を継続実施します。
 - ①保証債務残高80百万円以上の大口先について件数・金額の増減や財務内容の傾向等を引き続き分析します。
 - ②グループ企業についてはグループ単位で保証債務残高の増減等を分析します。

2. 期中管理部門

(1) 現状認識

金融円滑化法の終了後においても、金融機関や支援機関との連携により、中小企業・小規模事業者の経営改善や資金繰り等の支援に努めていますが、依然として改善が進まず、返済条件の変更等を繰り返す企業も多く、保証債務残高に占める条件変更の割合は高い状態で推移しています。

こうした中で、中小企業・小規模事業者の経営改善を進めいくためには、中小企業・小規模事業者に寄り添った姿勢で相談対応を行うとともに、引き続き、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせることで経営・再生支援に取り組んでいく必要があります。

また、延滞債権については、金融機関と十分に協議を行い、経営改善が可能である先には条件変更などの措置を講じます。

(2) 具体的な課題

- ア 中小企業・小規模事業者への経営・再生支援
- イ 期中管理の徹底

(3) 課題解決のための方策

- ア 中小企業・小規模事業者への経営・再生支援

- (ア) 「経営安定化支援事業」、「経営改善計画策定支援事業に対する補助事業」により経営改善を支援します。
- ① 国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」を平成28年度も引き続き実施します。
- ・返済緩和先、債務超過先等の中から経営改善の必要な先を抽出し、企業訪問を通じて経営診断や経営改善計画の策定を促します。
 - ・創業後5年未満の先について、創業時の経営計画と実績の乖離がある先を選定し経営診断及び指導等を実施します。
- ② 当協会の独自事業である「経営改善計画策定支援事業に対する補助事業」を平成28年度も引き続き実施し、経営改善計画の策定を支援します。
- (イ) サポートミーティングの開催により、金融債権者間の調整を行い、企業の資金繰りを支援します。
- ① 中小企業・小規模事業者や金融機関からの依頼については、他の金融債権者等と調整を行いながらサポートミーティングを開催します。
- ② 経営の改善が必要と判断した中小企業・小規模事業者については、金融機関へ経営改善計画の策定とサポートミーティングの開催を働きかけます。
- (ウ) 国の事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）、条件変更改善型借換保証等の保証制度を活用し、再生に取り組む企業の資金繰りを支援します。
- (エ) 大分県中小企業サポート推進会議の活用や認定支援機関との連携を図ります。
- ① 大分県中小企業サポート推進会議で、再生の取り組み事例等について関係機関と情報共有することにより経営改善を促進します。
- ② 南九州税理士会と連携し、中小企業・小規模事業者の経営改善策等を検討します。
- (オ) 大分県中小企業再生支援協議会、大分ベンチャーキャピタル株式会社等との連携を図ります。
- ① 大分県中小企業再生支援協議会、大分県経営改善支援センター、大分県事業引継ぎ支援センターと再生案件等の取組状況について情報交換を行います。
- ② 大分ベンチャーキャピタル株式会社と再生案件について協議を行い、事業再生支援に取り組めます。
- イ 期中管理の徹底
- (ア) 金融機関との協議により、条件変更の活用等による延滞債権の減少に向けた適切な支援措置を講じます。
- (イ) 金融機関担保については、回収部門と連携して金融機関との協議を行い、担保取得方針の早期確立に努めます。
- (ウ) 金融機関に対して、当協会の事務手続の周知を行い効率的な期中管理を行います。

3. 回収部門

(1) 現状認識

近年代位弁済が低水準で推移していることに加えて、有担保求償権の減少、第三者保証人のいない求償権や自己破産等法的手続を適用した求償権の増加等により、回収を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中で、求償権回収を維持・促進させていくために、有担保求償権については担保不動産の処分方針を早期に確立すること、無担保求償権についてはサービサーを活用することにより、引き続き求償権回収の最大化を図っていく必要があります。

また、管理事務停止や求償権整理を促進し、管理事務の効率化を図ります。

(2) 具体的な課題

- ア 求償権回収の取組
イ 管理事務の効率化

(3) 課題解決のための方策

- ア 求償権回収の取組
- (ア) 有担保求償権については、期中管理段階での方針に基づき、処分等に向け早期に着手します。
- ① 代位弁済により移転が見込まれる担保権については、期中管理担当者として回収担当者が連携して金融機関との協議を行い、任意処分による回収の最大化に取り組めます。また、長期化した場合は不動産競売を実行します。
- ② 定期返済先については、返済額の増額交渉を行うなど、求償権の早期回収に向けた取組を強化します。
- ③ 地元不動産業者との情報交換により、任意処分の促進を図ります。
- (イ) 無担保求償権については、サービサーを活用します。
- ① 担保のない新規の代位弁済案件については、代位弁済後すみやかにサービサーへ回収委託し、回収の底上げを図ります。
- ② 回収不能となった求償権については、委託を解除し、管理事務停止を実施します。

イ 管理事務の効率化

- (ア) 回収の見込みがなく、債権管理の実益がないと判断した求償権については、管理事務停止を促進し、管理体制の効率化を図ります。
- (イ) 管理事務停止案件を対象に求償権整理を促進し、求償権残高の減少に努めます。

4. その他間接部門

(1) 現状認識

保証協会には、金融支援のみならず、経営・再生支援を含めた総合的な支援が求められており、こうした支援に対応するための人材育成や組織体制づくり・財政基盤強化をしていく必要があります。

さらに、役職員が常日頃から社会的責任を十分意識して行動し、地域社会の信頼を得ていくため、コンプライアンス体制をさらに強化していくことが求められています。

加えて、新しい保証制度や保証協会の取組などをPRし保証利用の促進を図るとともに、中小企業・小規模事業者等のニーズを把握して業務に正確に反映するため、広報広聴活動を充実していく必要があります。

(2) 具体的な課題

- ア 人材育成の充実
イ 経営基盤の強化
ウ コンプライアンス体制等の充実
エ 広報・広聴の充実

(3) 課題解決のための方策

- ア 人材育成の充実
- 外部環境の変化に対応するため、研修体系の見直しを行うとともに、下記の取組を行い、職員個々の更なるスキルアップに努めます。
- (ア) 連合会等外部研修への参加や通信教育の受講等を継続することにより、専門知識等の習得を目指します。
- ① 連合会等外部研修への参加
② 通信教育の受講
③ 中小企業診断士等の専門的能力を有する職員の養成
- (イ) 企業訪問時に同行して指導するなどベテラン職員による若手職員へのOJT、経営相談や事業再生に関する研修参加等により、目利き能力の向上を目指します。
- ① 企業訪問時の現場指導の実施
② 指導担当者等による若手職員への指導の実施
③ 中小企業再生支援全国本部などが実施する事業再生等に関する研修への参加
- (ウ) 職場内での勉強会や関係機関との研修会開催等を計画的に実施します。
- ① 勉強会、部内会議での事例説明会、復命報告会等の職場内研修の実施
② 金融機関、支援機関等の研修会への参加や講習会等の実施
- イ 経営基盤の強化
- (ア) 自己資金は安全性を確保した上で収益や効果等を考慮して運用します。
- (イ) 経費の支出にあたっては、費用対効果を常に検証して節減を目指します。また、別館建替えを契機に、ランニングコストの適正管理に努めます。
- ウ コンプライアンス体制等の充実
- (ア) コンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス意識の高揚を目指します。
- (イ) BCP（事業継続計画）の研修及び訓練を実施することにより、危機管理体制の強化を目指します。
- エ 広報広聴の充実
- (ア) ホームページ、機関誌、パンフレット等の広報ツールや説明会等により、中小企業・小規模事業者や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行います。
- (イ) アンケート、ホームページの「協会へのご意見」欄などの活用により、中小企業・小規模事業者等の意見を収集し業務に反映します。
- (ウ) 各種団体の要望に応じて、役職員が外向き、信用保証制度等に関する出前講座を実施します。

Ⅲ. 保証承諾等主要計画

項目	金額
保証承諾	65,000百万円
保証債務残高	147,000百万円
代位弁済	3,000百万円
回収	450百万円

コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、①法律、命令 ②官公庁等から発せられた規則、通達等 ③倫理や道徳を含む社会規範 ④当協会の内部規程としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

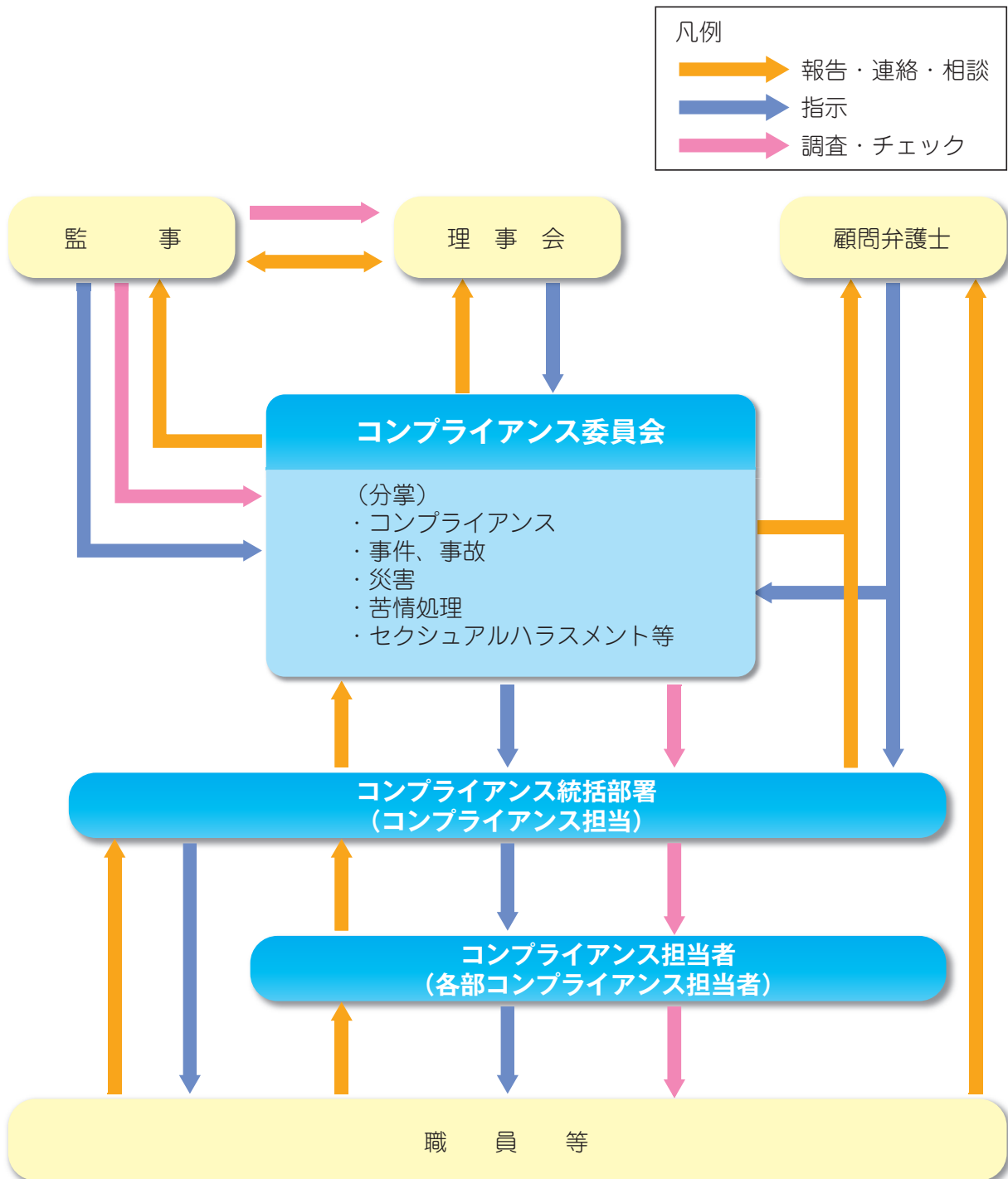
信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守
2. 誠実な職務の遂行
3. 守秘義務の履行
4. 職務上の地位と関係者との付き合い
5. コンプライアンス関連事項への対応
6. 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
8. 職場秩序の維持
9. 違反行為の報告
10. 懲罰

○コンプライアンス組織体制図



コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署にコンプライアンス委員を配置し、違反等のあった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるような仕組みも整えています。

個人情報保護について

個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- ①当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ②委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ②ご請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ①当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ②お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ③お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ④上記6. 7. の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3.（3）「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

〒870-0026 大分県大分市金池町3丁目1番64号
電話番号 097-532-8336 部署名 総務部 総務課

信用保証料について

◎信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業の皆さまには、協会保証の利用の対価として、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

◎信用保証料率

平成18年4月1日より、基本の保証料率は、中小企業の皆さまの経営状況に応じて、原則として9段階のリスク考慮型保証料率体系を導入しています。

セーフティネット保証、流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、リスク考慮型保証料率体系の対象とはならず、一律の保証料率を適用します。

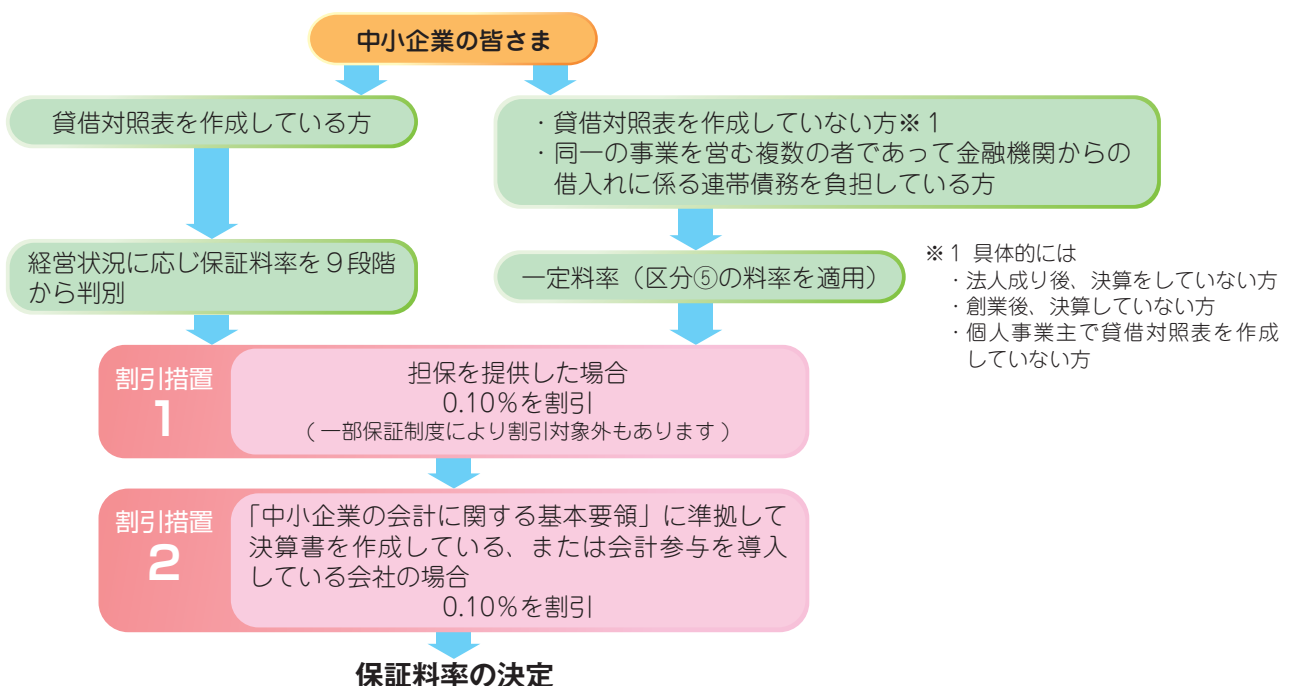
【基本保証料率】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注) 特殊保証は当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証です。
保証制度によっては上記の9段階の保証料率とは異なる場合がございます。

◎信用保証料率決定の流れ



○信用保証料の計算

信用保証料は、借入金額、保証期間、保証料率、分割返済回数別係数に基づいて、一定の計算式によって算出されます。

一括返済

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間（月）} \times \text{保証料率（\%）} \times 1 / 12$$

【計算例】

借入金額500万円 保証期間1年（一般保証、据置きなし）保証料率1.15%
 $5,000,000\text{円} \times 12\text{ヵ月} \times \text{年}1.15\% \times 1 / 12 = 57,500\text{円}$
お支払いいただく保証料 57,500円

分割返済

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間（月）} \times \text{保証料率（\%）} \times 1 / 12 \times \text{分割返済回数別係数}$$

【計算例】

借入金額500万円 保証期間5年（一般保証、据置きなし）保証料率0.8%
 $5,000,000\text{円} \times 60\text{ヵ月} \times \text{年}0.8\% \times 1 / 12 \times 0.55 \text{（分割返済回数別係数）} = 110,000\text{円}$
お支払いいただく保証料 110,000円

【分割返済回数別係数表】

回数別区分	係数	
	均等分割返済	不均等分割返済
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

○信用保証料のお支払い

信用保証料は、原則、貸付実行日（条件変更実行日）に全額一括支払いとなっておりますが、保証期間が2年超の場合は、お申し出により下記の「分割徴収割合表」を適用し、分割にてお支払いいただくことも可能です。

【分割徴収割合表】

保証期間	分割回数	分割支払割合									
		融資実行時	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
2年超 4年以内	2回	75%	25%								
4年超 6年以内	3回	60%	30%	10%							
6年超 8年以内	4回	45%	35%	15%	5%						
8年超 10年以内	5回	35%	30%	20%	10%	5%					
10年超 12年以内	6回	30%	20%	20%	15%	10%	5%				
12年超 14年以内	7回	25%	20%	20%	15%	10%	5%	5%			
14年超 16年以内	8回	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%	5%		
16年超 18年以内	9回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	5%	
18年超 20年以内	10回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	3%	2%

【大分県信用保証協会の制度資金】

(平成28年4月現在)

保証の種類	概要	保証限度額 (は組合)	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
無担保無保証人保証 (NPO法人 責任共有対象:80%保証 その他 責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	1,250万円	運転設備	7年	金融機関 所定利率	責任共有対象 0.73 責任共有対象外 0.86	
小口零細企業保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	0.50~2.20	○
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要な方	100万円~ 2億8,000万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○
新事業応援当座貸越	新事業に取り組みしており、経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要な方	100万円~ 2,000万円	運転設備	1年	金融機関 所定利率	0.29~1.52	○
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○
小口先カードローン (スモール300)	保証付融資の残高が1250万円以下であり、小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~ 300万円	運転設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○
根保証	割引 手形貸付	手形や電子記録債権の割引取引などが多い方	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	○ ○
						0.45~1.90	○ ○
益・年末特別保証	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6カ月	金融機関 所定利率	0.41~1.86	○ ○
経営安定関連保証 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	取引先等の再生手続き等の申請や災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障をきたしている方(市町村長の認定が必要)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	1号~6号 0.80 7号・8号 0.75	
東日本大震災復興緊急保証 (責任共有対象外:100%保証)	東日本大震災の影響により経営の安定に支障が生じている方(平成23年3月31日貸付実行分までが対象)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	0.80	
創業関連保証 (責任共有 対象外: 100%保証)	再挑戦支援保証	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業された方	運転 設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	1.00	
	創業関連保証	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方					
	支援創業関連保証	市町村が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方(市町村の証明が必要)					
創業等関連保証 (責任共有対象外:100%保証)	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方	1,500万円 (創業関連保証・再挑戦支援保証と合算して1,500万円)	運転設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	1.00	
経営革新関連保証	中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従い経営革新のための事業を行うとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	5年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.85	
中堅企業特別保証 (責任共有対象外:100%保証)	破綻金融機関と取引を行っていたため、金融機関から円滑な資金調達ができない中堅企業の方	6億円	運転設備	5年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	無担保保証(1億円以内)0.65 普通保証(1億円超)0.75	
中小企業特定社債保証 (部分保証:80%保証)	中小企業者が自社の発行する社債(私募債)で資金調達を行いたい方	4億5,000万円 ※発行価額は 5億6,000万円	運転設備	7年	支払金利発行 利率所定率	発行価額に対し 0.45~1.90	○
流動資産担保融資保証 (部分保証:80%保証)	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保として資金調達を行いたい方	2億円 ※貸付限度額は 2億5,000万円	運転設備	1年	金融機関 所定利率	借入金額・極度額に対し 0.68	
事業再生保証 (責任共有対象外:100%保証)	法的な再生手続き中立て、再建に取り組んでいる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転設備	10年	金融機関 所定利率	2.20	
事業再生円滑化関連保証 (部分保証:80%保証)	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうとする中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円) ※貸付限度額は 3億5,000万円 (6億円)	運転設備	3年	金融機関 所定利率	借入金額に対し1.76 (特別小口 0.86)	
経営者保証ガイドライン対応保証	「経営者保証に関するガイドライン」において求められる対応が講じられている中小企業者の方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	3年(6ヶ月) 5年(6ヶ月)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	15年 (1年)	金融機関 所定利率	責任共有対象0.80 責任共有対象外1.00 特別小口0.80	
条件変更改善型借換保証	条件変更による返済条件の緩和を行ったことにより前向きな金融支援を受けることに支障をきたしている方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	15年 (1年)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
予約保証	小口零細企業保証 (責任共有対象外:100%保証)	一時的かつ緊急的な資金が必要な方 (信用保証書の有効期限が365日)	運転設備	5年	金融機関 所定利率	0.60~1.90	○ ○
						0.70~2.20	○ ○
経営承継関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業承継を行うための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (特別小口 0.86)	○ ○
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (特別小口 0.86)	○ ○
Q1250保証 (責任共有対象外:100%保証)	一定基準以上の要件を具備する小規模企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20	
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○
SS保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 (特認500万円)	運転設備	10年(6ヶ月) 10年(1年)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	○ ○
経営力強化保証	100%保証の既保証を同額内で借換 (責任共有対象外:100%保証)	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、経営力の強化を図りたい方	運転 (借換 設備)	5年(1年) (10年)(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.45~1.75	○ ○
						0.50~2.00	○ ○
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方(積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3倍以内、3倍以上4倍未満の方は1,000万円以内	運転設備	7年 10年(6ヶ月)	商工貯蓄共済積 貯蓄積立額による	0.35~1.80 (担保割引適用後)	○ ○

※Q1250保証・QW保証・SS保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。

※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。

※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

※特別小口保険を付保した場合は、責任共有制度対象外となります(NPO法人を除く)。

【大分県の制度資金】

(平成28年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	割引適用 会計 担保
中小企業振興資金	運 転	経営の合理化・体質強化のために長期運転資金が必要なときに	2,500万円 (6,000万円)	運 転	10年(6か月)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15	○ ○
	設 備	経営の合理化・体質強化のために設備資金が必要なときに	5,000万円 (1億円)	設 備	10年(1年)			
小口零細企業資金 (責任共有対象外: 100%保証)	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運 転 設 備	10年(1年)	1年以内1.5 5年以内1.8 7年以内2.3 10年以内2.5	0.50~0.85	○
	個人向け 無担保無保証 人貸付						0.70	
中小企業活性化資金	活性化融資	・直近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる方 ・最近3か月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している方 ・直近の決算期において、前年に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確定と見込まれる方 ・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方	8,000万円 (運 転 8,000万円) (設 備 8,000万円)	運 転 設 備	10年(1年)		0.45~0.75	○ ○
		特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再建・再生 5,000万円	運 転	7年(1年) 再生・再建 10年(2年)		0.45~0.75 [特定中小企業者] 0.35	○ ○
特定取引中小企業者		再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円					
中小企業金融円滑化借換資金		中小企業金融円滑化法施行中(平成21年12月4日~平成25年3月31日)金融機関に経営改善計画を提出し、返済猶予を受けた中小企業者で、借換を行うことで経営改善を図る方	1億6,000万円 (ただし、償還開始後3年間までは、毎月返済を通常返済の1/2以上としその残高を毎月均等返済することができる。)	運 転	15年	7年以内 1.8 10年以内 2.0 15年以内 2.4	0.45~0.75	○ ○
事業引継円滑化資金		経営改善が見込まれない企業などからの事業譲渡や合併等により経済的又は社会的に有用である事業や雇用を引継ぐ方	運 転 8,000万円 設 備 2億円	運 転 設 備	10年(1年) 15年(2年)			○ ○
創造的企業育成 支援資金		中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度上昇するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運 転 設 備	10年(1年)		0.20	
ものづくり産業特別融資		基盤技術を用いる自動車関連企業、半導体関連企業で、経営革新計画の承認を受けて基盤技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う方	2億円 (上記融資限度額と別枠)	設 備	10年 (1年)			
チャレンジ 中小企業応援資金	新事業 展開融資	新事業展開計画を作成し、新分野への進出(事業の多角化、新市場進出、新サービスの展開等)により事業の拡大及び経営の安定化を図ろうとする方	5,000万円	運 転 設 備	10年(2年)	0.35	○ ○	
	ベンチャー サポート 融資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う方(対象期間は認定等の日から2年以内) ・ビジネスプラングランプリ(一次審査通過) ・大分県トライアル発注制度 ・クラウドデザイン商品創出支援事業 ・循環型環境産業創出事業	5,000万円					
	経営力 強化融資	認定経営革新等支援機関(国が認定した中小企業支援者・金融機関・税理士等・中小企業の支援事業を行う者)の支援を受けて、事業計画の策定及び計画の実行並びに進捗の報告を行う方	5,000万円	運 転 (借換) 設 備	5年(1年) (10年(1年)) 7年(1年)			0.15
おんせん県魅力アップ サポート資金		交流人口の増加への対応や観光振興を図るため、施設整備等の顧客満足度を高める取組を行う旅館・ホテル、飲食業、小売業等観光関連の中小企業者の方	2億8000万円 (2億8000万円)	運 転 設 備	7年(1年) 15年(2年)	7年以内1.8 10年以内2.0 15年以内2.4	0.25	○ ○
創業支援資金 (責任共有対象外: 100%保証)	新事業 創出融資	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運 転 設 備	10年(1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.70	
	創業等 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業後5年未済の方	1,000万円					
地域産業振興資金	再挑戦 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業後5年未済の方		運 転 設 備	7年(1年) 10年(1年)	2.1	0.45~0.85	○ ○
	進出企業取 引促進融資	進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方						
	海外展開 支援融資	海外に事業展開を図る方						
	環境保全 対策融資	環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う方	3,500万円 (7,000万円)					
	大分県福祉のま ちづくり条例 融資	条例に基づく認定を受け障害者や高齢者に配慮した施設整備を行う方						
	国際経済変 動対策融資	国際経済変動に伴い経営合理化等を行う方						
災害復旧 融資	災害復旧を行う方 ※特定の災害については特別融資			2.1 特別融資 1.8	0.45~0.85 特別融資 0.45~0.55			
地域資源活用 事業振興融資	地域資源を活用して県外に事業展開を図る方	5,000万円 (7,000万円)		2.1	0.45~0.85			
新エネルギー施 設等導入融資	新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備を導入する方			2.1	0.45~0.85			
耐震化促 進融資	改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられた方	2億8000万円 (2億8000万円)	運 転・設 備	20年(2年)	5年以内 1.0 10年以内 1.2 15年以内 1.8 20年以内 2.2	0.25		
金融機関提案型資金		金融機関が提案する融資の要件に合致する方	指定金融機関所定 (詳細は金融機関へお問い合わせください)				協会所定料率	○ ○
県制度のうちセーフティネットが適用された場合(金融機関提案型を除く)			(1号~6号は責任共有対象外:100%保証)				0.70 (0.30)	

【市町村の制度資金】

(平成28年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額	資金使途	保証期間(うち据置)	融資利率(年) %	保証料率(年) %	割引適用 会計 担保
大分市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	開業予定の方が開業に係る資金を必要とする時や開業後1年未満の方が事業資金を必要とするときに	1,000万円	運輸設備	1年超 7年(1年)	1.9	市が全額補助	
	支援創業関連保証 (責任共有対象外:100%保証)	市町村が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方(市町村の証明が必要)	1,500万円 (創業関連保証: 再建 職受給者保証を含む)		1年超 10年(1年)			
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運輸設備	1年超 10年(1年)	2.1	0.45~1.90 (上記の内、市が75%~85%補助) (セーフティネット適用分は市が全額補助)	○ ○
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	3,000万円	1年超 10年(1年)				
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び工場等の移転資金を必要とするとき	1,000万円	設備	10年(1年)	1.9	市が全額補助	○ ○
	季節資金	夏期特別資金(6月3日~8月20日) 年末特別資金(11月1日~12月20日)	600万円	運転	6か月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90 (協会季節資金利用の場合は0.41~1.86)	○ ○
	中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,500万円	運転 設備	10年(6か月) 10年(1年)	1.8	市が全額補助	○ ○
	中小企業経営安定資金 (1号~6号は責任共有 対象外:100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とするセーフティネット適用の方に	1,000万円	運転 設備	10年(6か月) 10年(1年)			
	中小企業開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に		運輸 設備	10年(1年)			
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに		設備	10年(1年)			
小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	600万円	運輸 設備	5年(6か月) 7年(6か月)	2.0	0.45~1.97	○ ○	
年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために	500万円	運輸 設備	6か月				
創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に開業予定又は、開業後1年未満の方に	500万円	運輸 設備	7年(1年)	2.0	市が全額補助	○ ○	
振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運輸 設備	10年(1年) 10年(1年)	2.0	0.40~1.70 (設備資金のみ市が全額補助)	○ ○	
開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運輸 設備	7年(1年)	2.0	市が全額補助		
女性若者起業支援資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業1年未満であって、女性又は4歳未満の方及び市内に転入して1年未満の方	500万円		7年(1年)				
公害防止資金	公害防止のための施設の設置・移転のための資金が必要なときに	準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年(1年) 6年(1年)	2.0 (市が3割 以内補助)	0.40~1.70 (市が3割以内補助)	○ ○	
季節資金	盆・年末など金融繁忙期のために	400万円	運転	夏5か月 冬6か月	1.7 (変動あり)	市が全額補助	○ ○	
新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運輸 設備	10年(1年)	5年 2.40 10年 2.65	○ ○		
中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運輸 設備	10年	2.0	0.40~1.70 (セーフティネット保証適用分は市が全額補助)	○ ○	
小規模企業者振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	小規模企業者が事業資金を必要とするときに	1,000万円 (中小企業振興資金 と併用の場合は合算)		10年(6か月)				
創業支援振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方または創業後5年未満の方(市の証明が必要)	1,000万円	運輸 設備	10年(1年)	2.0 (市補助有り)	市が全額補助	○ ○	
女性創業者支援振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う女性の方または創業後5年未満の女性の方(市の証明が必要)	500万円						1.8 (市補助有り)
白杵市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運輸 設備	10年 10年(6か月)	2.0	0.40~1.70 (市が3/4補助)	○ ○	
津久見市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運輸 設備	5年 7年(6か月)	2.0	0.45~1.90 (市が1/2補助)	○ ○	
豊後高田市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が開業のために直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運輸 設備	7年(1年)	1.8	市が全額補助	○ ○
	経営合理化資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金(新事業展開計画に基づき事業を行う場合)	1,000万円 (1,500万円)	運輸 設備	7年 7年(1,000万円 超の場合は10年)			
	季節資金	中小企業者が過剰又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運輸	6か月			
杵築市中小企業振興資金	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業後間もない方に	1,000万円	運輸 設備	10年(1年)	大分県中小企業振興資金に準ずる	1.00 (市が1/2補助)	○ ○
	経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運輸 設備	10年(1年)			
宇佐市中小企業振興資金		経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	500万円 1,000万円	運輸 設備	5年(6か月) 7年(6か月)	大分県中小企業振興資金に準ずる	0.45~1.90 (市が1/2補助)	○ ○
豊後大野市	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が必要とする運転又は設備資金	500万円	運輸 設備	10年(1年)	大分県中小企業振興資金に準ずる	市が全額補助	○ ○
	経営合理化資金	中小企業者が必要とする設備資金		運輸 設備				

※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。
 ※大分市、中津市、日田市、佐伯市、白杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市の制度資金については、東日本大震災復興緊急保証が適用された場合、責任共有対象外となり保証料率が0.80%となるものもあります。

市町村の制度資金

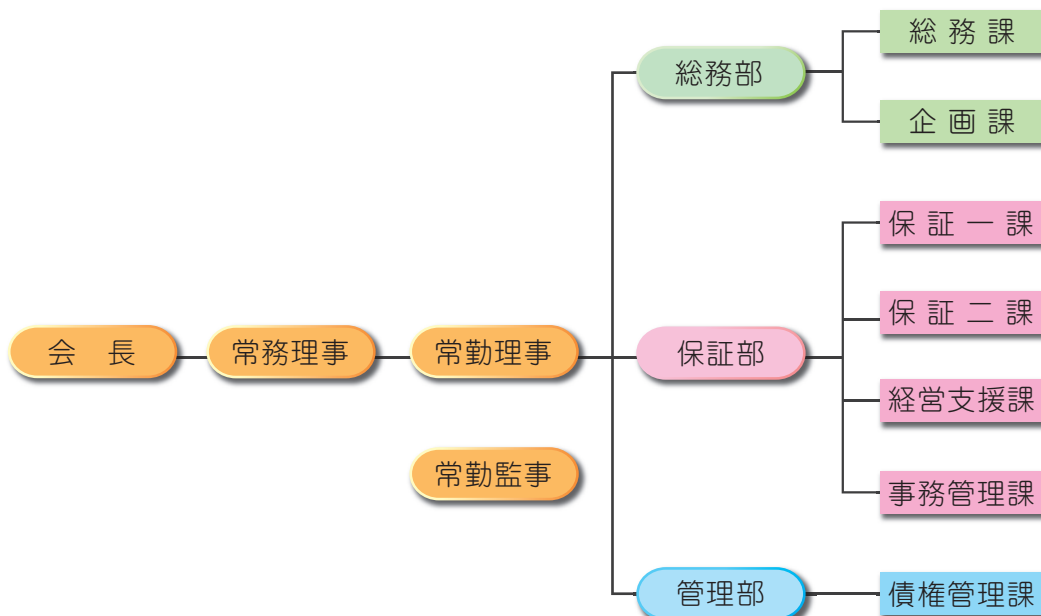
役員・組織機構図

役員 (役職順、理事・監事は五十音順、敬称略)

(平成28年8月17日現在)

役職名	氏名	備考
会長	加賀政美	常勤
副会長	姫野清高	非常勤 大分県商工会議所連合会 会長
副会長	神崎忠彦	非常勤 大分県商工労働部長
常務理事	岩光芳秀	常勤
理事	池邊英貴	常勤
理事	小野寺 隆	非常勤 商工組合中央金庫 大分支店長
理事	後藤富一郎	非常勤 大分県銀行協会 会長 (大分銀行 頭取)
理事	榎藤 淳	非常勤 豊和銀行 頭取
理事	高山泰四郎	非常勤 大分県中小企業団体中央会 会長
理事	原田啓介	非常勤 日田市長
理事	森竹治一	非常勤 大分県商工会連合会 会長
理事	吉野一彦	非常勤 大分県信用組合協会 会長 (大分県信用組合 理事長)
理事	和田政則	非常勤 大分県信用金庫協会 会長 (大分信用金庫 理事長)
監事	岩本勝二	常勤
監事	村松政幸	非常勤 公認会計士

組織機構図



お問い合わせ

部署名		TEL&FAX番号		業務内容	
総務部 (大分県中小企業会館3階)	総務課	TEL	097-532-8336	総務、庶務、経理、労務、人事、研修、保証料受入	
		FAX	097-538-0862		
	企画課	TEL	097-532-8348		
		FAX	097-538-0872		
保証部 (大分県信用保証協会別館3階)	保証一課	TEL	097-532-8246	保証審査、金融相談、創業支援	大分市、由布市、豊後大野市、竹田市
		FAX	097-538-0871		
	保証二課	TEL	097-532-8247	上記以外の地区	
		FAX	097-538-0865		
	経営支援課	TEL	097-532-8296	経営支援、再生支援、条件変更、専門家派遣	
		FAX	097-538-0871		
	事務管理課	TEL	097-532-8265	保証事務、情報処理、システム管理	
		FAX	097-538-0871		
管理部 (大分県中小企業会館2階)	債権管理課	TEL	097-532-8297	期中管理、代位弁済、保険金請求、回収、訴訟関係	
		FAX	097-538-0896		



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ
大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号
 大分県中小企業会館内
 ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp>



大分県信用保証協会